

■火災への対策

中央広場、第2休憩所付近に屋外用消火器を新規に設置し火災に備えます。また、必要に応じて消防署指導の基、消火訓練などを行います。

■維持管理業務における日常の作業の安全対策

| | | |
|-------------|--------|--|
| 利用者に対する安全確保 | | <ul style="list-style-type: none">・作業時における注意看板、立入防止柵などの設置・小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用 |
| 作業員の安全確保 | 作業スタッフ | <ul style="list-style-type: none">・スタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認・高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託 |
| | 委託業者 | <ul style="list-style-type: none">・労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック） |
| ボランティア | | <ul style="list-style-type: none">・安全対策は責務として位置づけ (当協会で定める [REDACTED]への明記)・作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化・ボランティア保険加入を促進 |

■安全管理のマニュアル等の整備

当協会全体または本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。

■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

○新規採用者に対する安全衛生教育を実施

- ・労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施

○OJT等による日常的な研修

- ・危険予知訓練（KYT）を定期的に管理事務所内スタッフで実施
- ・スズメバチ等危険生物への対処方法の内部研修を実施

○必要に応じた外部研修の受講

- ・農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講
- ・資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員が専門機関の講習受講

提案書9 「事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等

(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

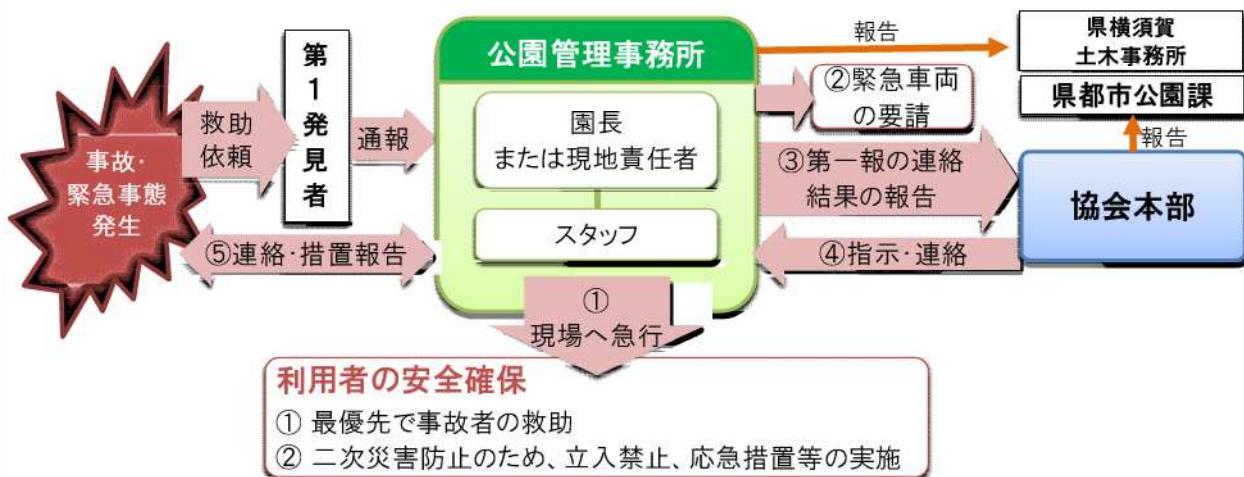
また、代表企業では「県立都市公園等における災害活動対策指針」を策定し、様々な災害に的確に対応する体制を整えています。災害発生時には、協会本部や警察・病院等の関係機関とも連携しながら被害の拡大や二次災害の発生を極力抑止し、事態収拾後には再発防止を図ります。

特に塚山公園は丘陵地にあり、公園の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。そのため、通常の気象警報に加えて、土砂災害警戒情報にも十分注意し、発表時や解除後には適切な対策をとります。

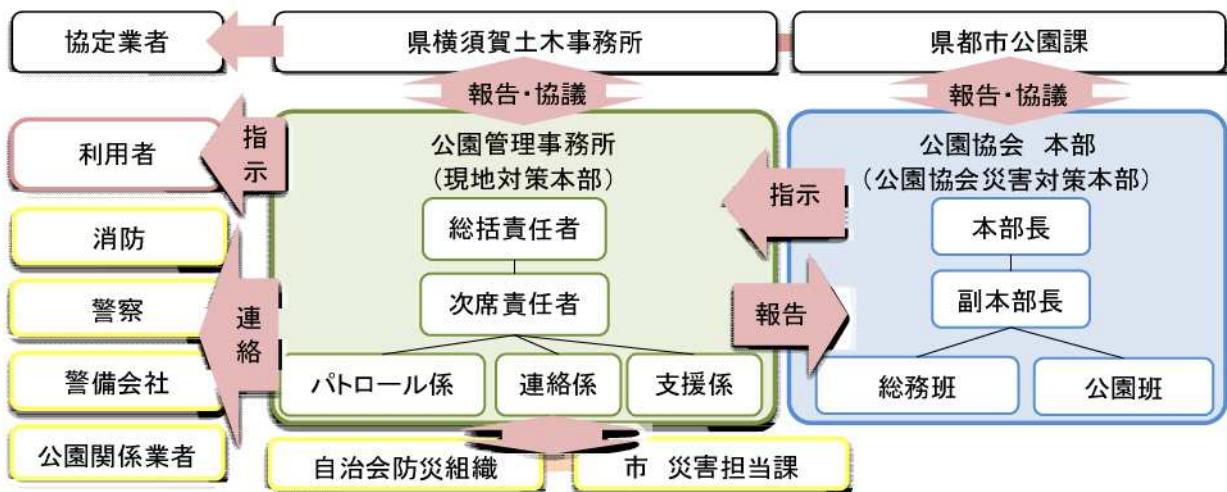
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長または現地責任者を総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ



○災害発生時の組織体制・連絡フロー



○職員の役割分担

| 役割分担 | 役 職 | 緊急事態発生時の初期対応 |
|--------|---------------------|--|
| 総括責任者 | 園長（不在時は副園長、現地責任者） | 情報収集、伝達、連絡体制等を総括し、土木事務所や本部へ状況報告をする |
| 次席責任者 | 現地責任者（不在時は、現地副責任者等） | 現場状況を把握し、隨時、管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる |
| パトロール係 | | 園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する |
| 連絡係 | 作業責任者、保存会会員 | 通信手段等を確保し、災害情報収集や来園者に対する園内放送を実施する |
| 支援係 | | 避難した方への応急手当や市や県への支援活動を実施する |

○夜間および年末年始の対応

夜間に、緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、園長または現地責任者等が連絡を受け出勤します。年末年始には、年末年始当番表により公園スタッフが現場へ急行できる体制を取るとともに、代表企業本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時にハンドマイク等を使用し、来園者へ避難等のアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを張るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。臨時休園する場合には、ホームページ等に情報を掲載し、広く周知を図ります。

■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

○大雨、大雪、暴風警報が発表された場合

職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとります。

○土砂災害警戒情報への対応

土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された場合、利用者だけでなく職員も斜面地等に近寄らないように周知します。解除後には、斜面地のクラック、漏水の有無等パトロールを実施します。

○その他の異常気象等への対応

上記の気象警報に加え、雷注意報や竜巻注意情報が発表された時、県から光化学スマッグ注意報が発令された時などは、管理事務所前の掲示板に気象警報等の情報を掲示します。

(2) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

| | |
|------------|---|
| I 状況確認 | ・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認します |
| II 応急手当 | ・呼吸、意識の確認 ⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合 管理事務所内の涼しい部屋へ搬送、夏期に常備する氷で冷やす、など |
| III 救急車の要請 | ・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保します。 |
| IV 報告 | ・事態収拾後には、土木事務所、協会本部へ対応結果を報告します。 |

■急病人発生に備えた対策

○AED、救急箱等の設置

公園管理事務所にAED、救急箱を設置し急病人などでた場合に迅速に対応できるようにしています。AEDは定期的に点検するとともに、点検簿により点検履歴を記録し管理します。

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関わる講習会等を受講します。

○上級救命講習の受講

今後も、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級救命講習を適宜受講し、資格を取得していきます。

○防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、職員がAEDを操作できるようにしています。

◆◇ AEDによる救命活動 ◇◆

平成24年6月、代表企業が指定管理者として管理する県立座間谷戸山公園において、座間市が設置管理を行うテニスコートで利用者に急病人が発生、当協会職員がパークセンターに常備するAEDを使用して救護し、一命を取りとめました。

この救命救護活動により、当協会職員2名が、座間市より表彰を受けました。



表彰の様子 (H24 広報ざま)

提案書 10 「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、
大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

代表企業では、既に「県立都市公園等における災害対策活動指針」を整備し、災害発生時の各公園と協会本部の対応、及び連絡体制を明確にしています。

今後は、震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」、及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■ 大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■ 市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

□原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

□現地副責任者以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集

- ・現地副責任者以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の位置や放送設備の使用方法について習得します。
- ・職員は [REDACTED] を携帯し、緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるようにします。
- ・職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県土木事務所と協会本部に報告します。
- ・震災発生後、[REDACTED] が配備につきます。なお、県内震度6弱以上の場合、[REDACTED] が配備につきます。

【配備体制】

□ 本公園に現地対策本部を設置、公園協会本部には災害対策本部を設置

□ 震災時の人員配置体制

- ・総括責任者として園長または現地責任者が対応にあたりますが、総括責任者が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。
- ・勤務時間外発生の場合、通常勤務開始時間を以て、時間外参集要員から本公園所属職員へ速やかに業務を引き継ぎます。



| 係名 | 主な業務 |
|--------|--------------------------|
| 連絡係 | 情報の収集と報告 |
| パトロール係 | 園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など |
| 支援係 | 園内施設の点検、救援活動、物資の管理など |

【情報の収集と提供】

□ テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。

□ 公園内の被災箇所の情報を収集します。

【避難誘導準備】

□ 勤務時間中の場合、園内パトロールを実施し、園内の危険個所に立ち入り禁止措置を実施した上で、近隣広域避難地の「按針台第2公園」や震災時避難所の「逸見小学校」等へ誘導します。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関わる「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

○警戒宣言発令時の対応

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を随時、正確に入手し、利用者へ冷静な対応を促します。
- ・土砂災害警戒区域付近への立入り禁止措置を実施するとともに、非常用備品の確認を行います。
- ・鉄道の運行休止や幹線道路の通行止め等により帰宅が困難な利用者に対しては、近隣震災時避難所を案内し、避難を促します。

（2）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

本公園は平成21年度まで広域避難地に指定されていたことから、大規模火災発生時には地域住民が避難してくることが想定されます。そのため、災害発生時には発表された警報の有無や園内被害状況等を来園者、避難者に適切に提供するとともに、震災時避難所へのルート案内や避難者の一時受入れを実施します。

■災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

○災害情報の受発信

地震警報機能付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

○災害対策マップの活用と更新

園内の防災設備の位置、広域避難地等までの経路等を明示した災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう、掲示板などに明示します。

また、公園周辺も含め、公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

○繁忙期の対応

サクラ開花期は通常時の約20倍の来園者が訪れます。その時期に災害が発生した場合、通常職員の配置では災害に対応できない可能性があるため、繁忙期には通常よりも多い職員を配置して災害にも対応できる体制を整えます。

■地域と連携した災害対策

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常から利用者や周辺自治会と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

また、塚山公園から小学校等の震災時避難所への誘導方法や帰宅困難者の受入れ態勢について、事前に横須賀市と調整し災害に備えるとともに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者へ提供する為にハンドマイク等を整えます。

■日常訓練の充実

緊急時に利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から定期的に訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。

○周辺自治会と連携した防災訓練の実施

公園周辺自治会とともに、防災についての情報交換や災害時の公園の緊急体制の検討、防災訓練などを協議しています。

◆◆ 自治会と連携した防災訓練の開催 ◆◆

平成24年には、西逸見自治会と連携し公園で防災訓練を開催しました。

消防署職員の指導の基、災害時における対応方法や避難方法等の防災に関する幅広い情報提供と意識啓発に努めました。

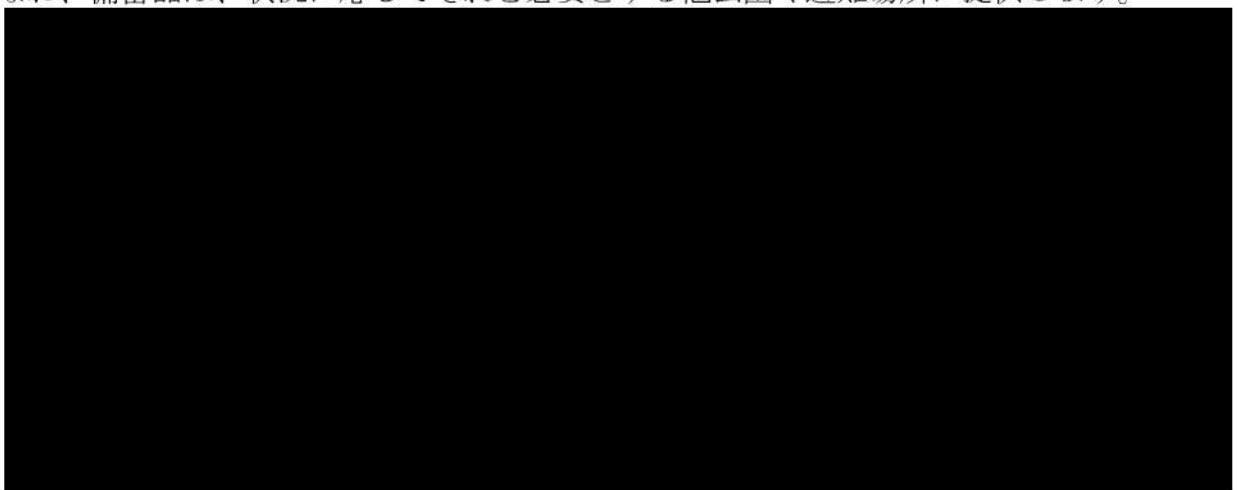


自治会と連携した防災訓練

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄にあたっては、代表企業の自主財源を活用して独自に行います。

なお、備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。



○災害用自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が供給できる「災害用ベンダー」対応の自動販売機を設置し、緊急時には自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。

■災害発生時の協力等について

県横須賀土木事務所や横須賀市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市からの要請があった場合、必要物資の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

■職員への教育

代表企業では大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種災害対策の教育を行います。また、公園毎にも、その特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

○避難訓練・初動対応訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が扉の開錠方法等を学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星電話等の通信確認や、衛星電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施するとともに、災害時でも冷静に状況報告できるようにします。

提案書 11 「地域と連携した魅力ある 施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

塚山公園は県民の寄付から始まった都市公園であり、古くから地域に密着した公園として管理されてきました。また、横須賀市などと連携した按針祭の開催や様々なメディアの活用により、地域のみならず多くの方からサクラの名所として親しまれる公園になりました。これからも塚山公園は地域に根差した公園として成長とともに、より広範囲の県民ならび団体から愛される公園になるように地域・関係機関と協力していきます。

| 協働のテーマ | 連携先 |
|----------|-----------------|
| イベント、広報 | 逸見観光協会 |
| | 横須賀市観光協会 |
| | 横須賀市 |
| | ガリバーリターンズ |
| | 按針のまち逸見を愛する会 |
| ハイカーサポート | 歩け歩け協会 |
| | みろく山の会 |
| | イルカ丘陵ネットワークグループ |
| | |
| 防災、防犯 | 警察、消防 |

◆◇ 三浦按針祭観桜会（按針祭）の開催 ◇◆

毎年、公園中央広場等を活用して「按針祭」を開催しています。園内に隣接する安針塚の「三浦按針」を偲ぶ祭典で、横須賀市長をはじめ、イギリス大使、オランダ大使らが列席し開催されます。



三浦按針祭観桜会

(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

本公園では下記の通り、ボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、代表企業が中心となってボランティアとの連携、育成に取組みます。そのため、「公園ボランティア活動要綱」を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。

また、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成につなげます。

| 協働のテーマ | 連携先 |
|-----------------|-----------|
| 維持管理への協力、イベント協力 | 西逸見町内会 |
| | 西逸見町内会婦人会 |
| | 土友会、公緑会 |

◆◇ 町内一斉清掃 ◇◆

年2回、60名程の地元西逸見町内会の会員が園内一斉清掃作業を行っています。一斉清掃は30年程前から始まったもので、現在まで継続して行われています。

地元町内会によって古くから維持管理されてきた塚山公園ならではの地元連携作業になっています。



町内一斉清掃

◆◇ 花壇ボランティア活動 ◇◆

春と秋の年2回、西逸見町内会の婦人会約10名が中央広場花壇、港が見える丘の花壇約34m²の花壇ボランティアを実施しています。

当グループから用具や花苗の提供をし、ボランティア会員で花壇の地拵え、植付け、灌水等を実施しています。



花壇ボランティア活動

(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携

■他の公園との連携

○「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年600点以上の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を他公園や病院等で開催しています。



県立保土ヶ谷公園での
フォトコンテスト入賞作品展

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

■周辺施設との交流・連携

横須賀市が管理する「横須賀市コミュニティーセンター」と連携し、三浦按針に関する歴史講座を開催しました。また、今後は、横須賀市と連携し、市内で開催されるイベント紹介や、ポスターやパンフレットの配架など、情報発信での連携体制を図っていきます。

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。

(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

本公園の周辺は商業地や住宅地に囲まれており、近隣の学校等の活動の場としても利用されています。私たちは社会貢献の一環として、そのような活動を引き続き受入れていきます。

■地域企業の社会貢献活動の受け入れ

近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園でもCSR実施への窓口をつくり企業からの要望に対して、CSR活動をバックアップしていきます。

これにより、塚山公園でのCSR活動の要望があれば、様々な形での企業の社会貢献活動の受入れを行っていきます。

■学校等教育機関との連携

田浦中学校の生徒が、夏休みの自由研究で塚山公園の植物調査を実施した際の調査協力の他、逸見小学校、長浦小学校が公園で実施する課外授業への協力等を行ってきました。今後も、学校等の教育機関からの要望等があれば、連携協力を図っていきます。

提案書 12 「適切な積算、節減努力等」

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

指定管理料の積算にあたっては、サービス水準を確保することを基本とし、維持管理費と人件費の確保に留意しつつ、経費節減の工夫も行いました。

収支計画書の各項目別に内容を十分精査し、本公園の管理運営に必要な費用を算出しました。

収入計画は、過去4年の実績額を参考に、今後の工夫により更に集客を図ることで自動販売機利益の増加を見込んだ収入計画としました。

支出計画は、代表企業の規程に基づく適正な人件費と積算資料等に基づく施工単価を用いて、必要な管理経費を計上しました。また、委託業務においては、低価格契約とならないよう配慮した価格で積算をしています。

(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等

本公園の管理運営にあたっては、サービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、更に効率的な業務の実施を目指します。

■他公園との「備品・資材等の共用化」

代表企業は県内で多数の施設を運営しており、各施設で様々な備品や資材を保有しています。イベント時に多数の備品等が必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材等の購入費用を節減します。

■費目ごとの経費節減策

費目ごとの具体的な経費節減策は以下の通りです。

| | |
|--------------|--|
| 事務費 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源でLED照明を導入し使用電力量を節減 ・競争原理の導入（見積もり合わせ、入札等） ・受託者にも業務が計画的に見込めるメリットがある長期継続契約の導入 ・物品購入や機器リースにおける集約発注 ・リース機器が継続使用が可能な場合の再リース |
| 植物管理費 | <ul style="list-style-type: none"> ・直営作業による経費の節減 |
| 施設管理費 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業機械の適切なメンテナンスによる機器更新頻度の低減 |
| 清掃管理費 | <ul style="list-style-type: none"> ・不要材を補修材等として再利用 ・落ち葉や剪定材を腐葉土などに活用 ・競争原理の導入（見積もり合わせ） |
| 人件費 | <ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置の継続 |

<付属書類>収支計画書・支出計画算出根拠・収入積算内訳書（別添）

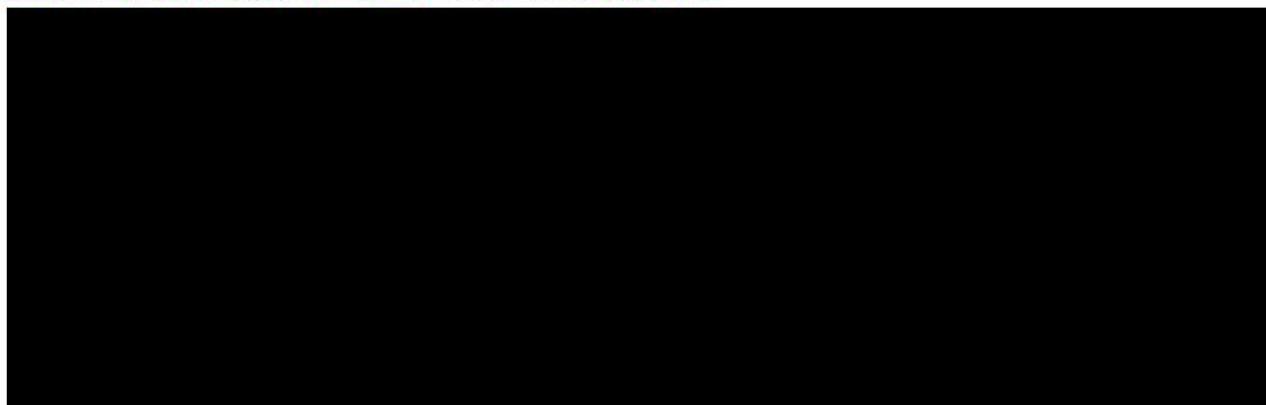


提案書 13 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

本公園において、県、横須賀土木事務所、公園協会本部としっかりと連絡体制をつくり、効果的・効率的な管理運営を行います。

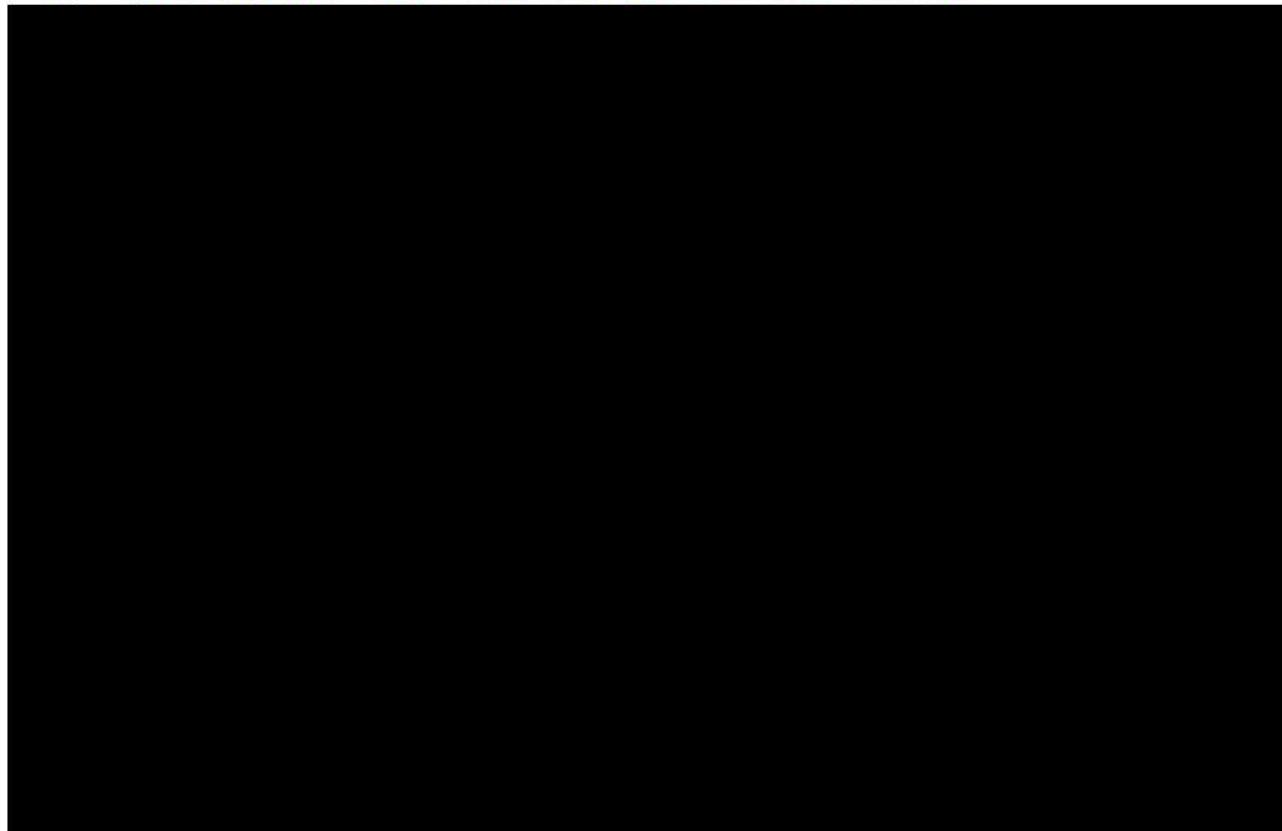
■現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担



■公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況

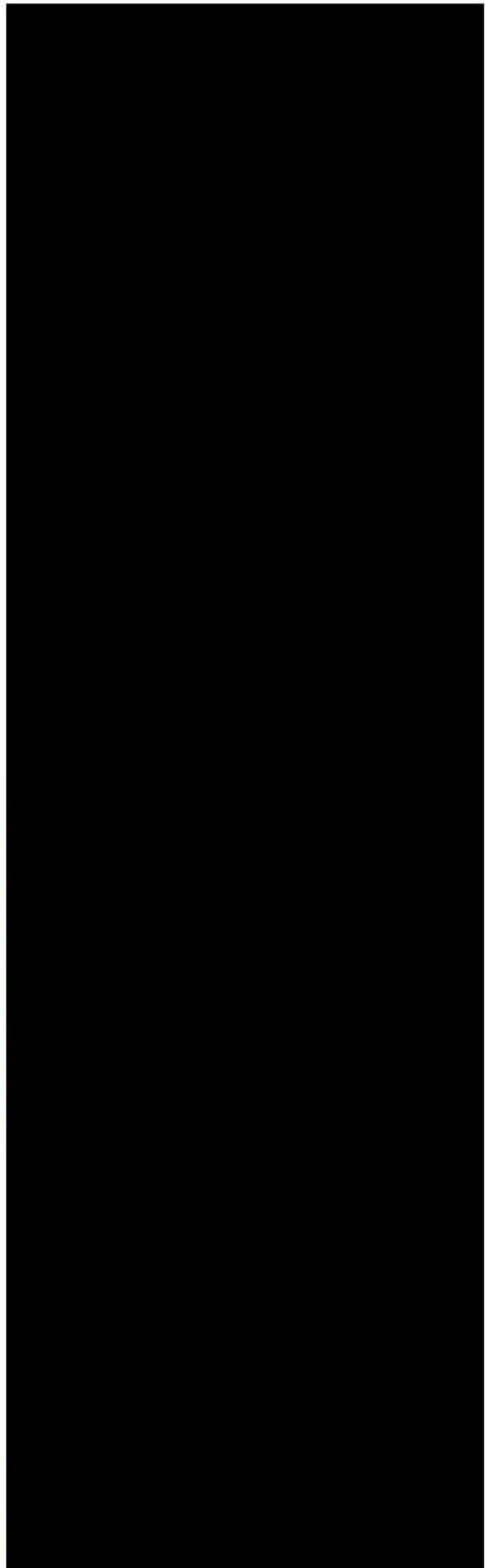
本公園の特性にあわせ、
[Redacted] を配置します。

■県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制

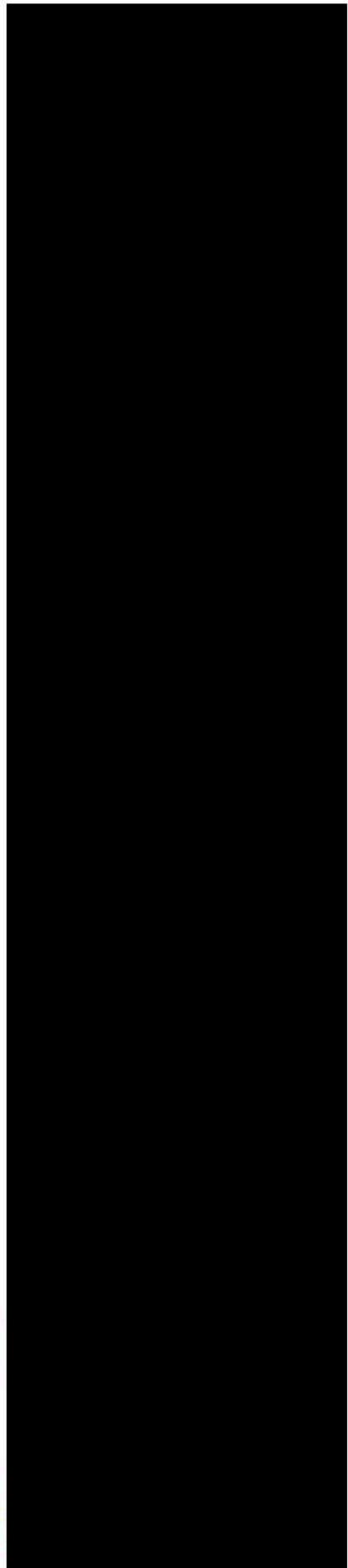


＜別表＞現地の職員配置計画
■組織図

■現地責任者の役割及び経歴等



■勤務ローテーション



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

委託業務の実施にあたっては、規程やマニュアルに基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

■指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令順守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配置し、委託先の業務責任者を指定した上で、日報の提出や現地確認等により指導監督します。また、業務完了後は、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

■具体的な委託業務内容

| 管理内容 | 業務内容 | 主な指導監督項目 | 点検方法 |
|--------------|---------|-----------------------------|-------------------------------|
| 高木管理 | 支障枝の除去等 | 事前に周知看板を設置する等の、安全確保を指導 | 処理本数、処分方法等を点検 |
| 法定点検 定期点検 | 浄化槽点検業務 | 法令を順守し、資格確認や点検項目の漏れがないように指導 | 業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いがないかを点検 |
| 設備清掃 | 浄化槽清掃業務 | マニフェストにより事業者と契約を取り交わし実施 | 廃棄場所・方法について、産業廃棄物管理票により点検 |
| ゴミ処理 | ゴミ・不法投棄 | | |

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

本公園の管理運営にあたっては、緑の中に様々な施設や機能が存在する都市公園として多様な利用ニーズに対応するため、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進、地域協働など幅広い分野の知識と経験が求められます。

《代表企業の人材育成や職員採用について》

代表企業では多様な公園管理業務に対応するため、全員を [REDACTED] として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取組めるよう制度を整えています。

■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

【人材育成の仕組み】

■能力開発の取組み

○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加する等、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法等を習得するため、民間企業等との人材交流を図っています。

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

代表企業は、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんと取組む意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

■職員の採用について

代表企業は、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意のある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。

《保存会の人材育成について》

保存会においては、次の視点から指導を行っています。

○来園者の安全・快適に過ごして頂くための会員の資質向上（接客対応）

○日々の管理作業での安全確認

○植物管理技術と施設点検能力の向上

また、代表企業の委嘱する外部特別指導員により、維持管理状況の評価を行い、課題に対し、双方が協力して改善を図り、利用者サービスの向上に努めています。

提案書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するため必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

代表企業では、次のとおり「就業、給与、決裁、会計及び個人情報等」に関する諸規程を定め、公開するとともに適正な取扱いを徹底しています。

また、「コンプライアンス要綱」に基づき、構成団体を含め責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

■ 代表企業の諸規程

| 種別 | 内容 | 各構成企業の規程 | |
|-----------|---|----------|---|
| 職員の就業 | 勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、服務、安全衛生、表彰、懲戒等および職員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備 | 代表企業 | 公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程 |
| 給与 | 職員の給与や手当についての必要事項 | 代表企業 | 公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程 |
| 会計 | 適切な会計処理に関する必要事項 | 代表企業 | 公益財団法人神奈川県公園協会会計規程 |
| 非常勤職員の雇用等 | 各構成団体の規程、規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項 | 代表企業 | 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程 |
| 決裁 | 業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項 | 代表企業 | 公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程 |
| 法令遵守 | 法令遵守に関する必要事項 | 代表企業 | コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン |
| その他 | 情報公開、情報保護に関する必要事項 | 代表企業 | 公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程 |

■ 保存会の諸規程

○就業等

「県立塚山公園保存会会則」に基づき規定した「塚山公園保存会作業班規程」において必要事項を定めています。

○決裁

「県立塚山公園保存会会則」において、会長等の決裁事項等を定めています。

○会計

経理及び金銭の出納に関して「県立塚山公園保存会会計規則」を定め、運用しています。

■法令遵守の取り組み状況

代表企業は、公益財団法人としての使命を自覚し、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、「コンプライアンス要綱」や「コンプライアンスガイドライン」を定め、これらを研修等において周知することで、役職員及び保存会会員のコンプライアンスの徹底を図っています。

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

個人情報保護については、代表企業の規程等に即し、利用者の情報をはじめとした各種個人情報を、適正に取扱います。

■個人情報保護のための仕組み

本公園では、様々な個人情報を取扱っており、公園の管理運営に関わる全てのスタッフが、個人情報保護の重要性を認識して業務を行います。

万が一、個人情報の漏えいが発生した場合は、速やかに代表企業の個人情報管理者である事務局長を始め、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。

○諸規程の整備

代表企業では、県の個人情報保護条例、及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱い事項を定める等、適切な諸規程を整備しています。

○取扱いの徹底

・管理責任者の明確化

公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取扱いを行います。

・研修等による職員への周知徹底

毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議等において、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施します。

・県の「PDマーク」に登録

神奈川県の「PDマーク（個人情報取扱業務登録制度）」に登録しており、当協会の管理する個人情報は適切に取扱われていることを利用者等へ明らかにします。

・パソコンデータの取扱いに関するセキュリティの強化

個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取組んでいきます。

※情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報等の除外事項を除き、情報を開示します。

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

公園は神奈川県の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にする心を育む場所です。従って、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドであると捉えています。

本公園の管理運営にあたっては、「神奈川県環境方針」を踏まえた取組みを行います。

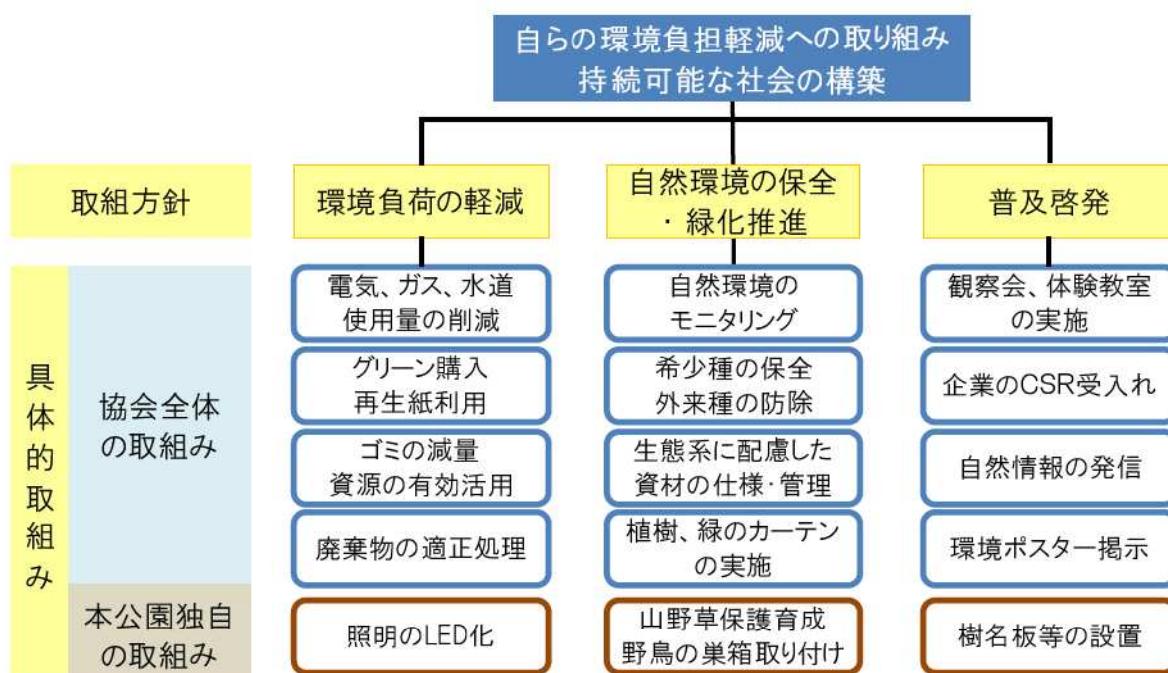
■独自システムによる総合的な環境マネジメントの実践

代表企業は、「エコアクション21」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と生物多様性の保全を図っています。

○代表企業の環境マネジメントシステム (Ecological Management System) の特徴

これまでの都市公園や自然公園における協会の取組みを踏まえ、環境負荷の軽減とならんで、自然環境の保全・緑化推進、普及啓発を大きな3つの取組み方針としたシステムです。

当協会では、年1回、自己評価を実施しながら引き続きP D C Aサイクルによるシステムの運用を行っていきます。



○システム推進のための組織体制

当協会で管理運営する各公園に「エコリーダー」を置き、公園協会本部に体制の統括責任者として「環境代表者」を配置し、様々な取組みの実施と実績について、年1回、評価を行います。その結果をP D C Aサイクルにより、継続的に改善を図っていきます。

■環境負荷軽減の具体的取組み

- 不要な照明や電子機器類の電源オフ、クールビズ・ウォームビズの推進
- グリーン購入（トイレットペーパー・コピー用紙、石灰）、再生紙利用
- 自主財源により公園事務所および建物内の照明をLED化

■自然環境の保全と緑化推進の具体的取組み

- 園内の植生や、野生動植物など自然環境の調査の実施
- 横須賀市が実施するタイワンリスの駆除への協力
- 「都市公園農薬使用指針」、「病虫害雑草防除基準」を遵守した農薬の使用

■普及活動を通じた利用者・地域への発信の具体的取組み

- 公園周辺アクセス道路における清掃活動 「ゴミゼロアクセス」 の実施
- 屋外掲示板に季節毎の生物写真の展示と解説による自然情報発信

(4) 障害者雇用促進の考え方

公園は、障がい者にとって憩いの場でもありますが、一方で働きやすいフィールドでもあります。当公園の維持管理に障がい者が参加していたこともあり、障がい者が業務を行う上でのハンデキャップの解消に努める等、より働きやすい環境づくりに取組んできました。

今後の管理運営にあたっても、地域の障がい者の雇用を促進するため、就労機会の提供に取り組みます。

■法定雇用率上回る雇用努力

代表企業では、平成25年度現在、6公園7人を雇用（障がい者カウント数4.5人）

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

私たちは、障がい者の直接雇用に加え、障がい者就労施設への積極的な業務発注に努め、地域の障がい者支援施設の施設外就労を支援しています。

| 対象施設・事業 | 具体的な作業 | |
|---------|------------------|--|
| 相模原公園 | 除草、清掃等公園内の維持管理作業 | |
| 辻堂海浜公園 | 園内の清掃 | |
| 相模三川公園 | 軽飲食の販売 | |
| 茅ヶ崎里山公園 | 除草、清掃等公園の維持管理作業 | |
| 当協会花苗事業 | 花苗の株分け等 | |

※障がい者の法定雇用率の高い企業へ優先的に発注する仕組みづくりにも取組んでいます。

提案書 15 「これまでの実績」

(1) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

代表企業はこれまで、数多くの県立都市公園や自然公園ビジターセンター、山岳スポーツセンター等、様々な公の施設の管理運営に携わってきました。各施設の特性に応じた管理運営を行う中で、公益的な事業展開により地域社会への貢献を続けてきました。

■県立都市公園における施設管理実績と評価

平成21年度からの指定管理期間において、代表企業は16公園の指定管理業務を行ってきました。

このうち、県の指定管理業務評価において、平成22年度には4公園、平成23年度には3公園、平成24年度には5公園で、「特に優良」の評価を得ることができました。その他のほとんどの公園についても、「優良」の評価を得るなど、着実な管理運営実績により利用者や県からの厚い信頼を得ています。

| 管理施設名 | 指定管理期間 | 所在地 | 平成24年度 指定管理 業務評価 | 備 考 |
|-----------|---|-----------|------------------------|----------------------|
| 塚山公園 | 平成18年4月 ～ (保土ヶ谷公 園・境川遊水地 公園は平成21 年4月～) | 横須賀市 | 優良 | 県立塚山公園保存会 とグループ管理 |
| 保土ヶ谷公園 | | 横浜市保土ヶ谷区 | 優良 | |
| 葉山公園 | | 葉山町 | 良好 | |
| はやま三ヶ岡山緑地 | | 葉山町 | 優良 | |
| 恩賜箱根公園 | | 箱根町 | 特に優良 | グループによる管理 |
| 辻堂海浜公園 | | 藤沢市 | 特に優良 | グループによる管理 |
| 湘南汐見台公園 | | 茅ヶ崎市 | 優良 | グループによる管理 |
| 相模原公園 | | 相模原市南区 | 特に優良 | グループによる管理 |
| 大磯城山公園 | | 大磯町 | 優良 | |
| 七沢森林公園 | | 厚木市 | 優良 | |
| 座間谷戸山公園 | | 座間市 | 優良 | |
| 秦野戸川公園 | | 秦野市 | 特に優良 | |
| 津久井湖城山公園 | | 相模原市緑区 | 特に優良 | |
| 茅ヶ崎里山公園 | | 茅ヶ崎市 | 優良 | |
| 相模三川公園 | | 海老名市 | 優良 | |
| 境川遊水地公園 | | 横浜市戸塚区・泉区 | 優良 | |

■ その他の類似施設の管理実績

代表企業では、県立都市公園以外にも様々な施設の管理運営も行い、その手法やノウハウを県立都市公園の管理運営にも活かしてきました。

【指定管理業務】

| 管理施設名 | 指定管理期間 | 所在地 | 備 考 |
|--------------|-----------------------------|-----|-----------|
| 県立山岳スポーツセンター | 平成 21 年 4 月～ 平成 27 年 3 月 | 秦野市 | |
| 町立大磯運動公園 | 平成 20 年 4 月～ 平成 23 年 3 月 | 大磯町 | グループによる管理 |

【管理受託業務等】

| 管理施設名 | 管理期間 | 所在地 | 備 考 |
|---------------|-----------------------------|--------|-------------|
| 県立いせはら塔の山緑地公園 | 平成 19 年 4 月～ | 伊勢原市 | 単年度毎の管理業務受託 |
| 県立陣馬自然公園センター | 平成 7 年 4 月～ | 相模原市緑区 | 〃 |
| 県立宮ヶ瀬ビジターセンター | 平成 7 年 4 月～ | 清川村 | 〃 |
| 県立丹沢湖ビジターセンター | 平成 8 年 4 月～ | 山北町 | 〃 |
| 県立西丹沢自然教室 | 平成 8 年 4 月～ | 山北町 | 〃 |
| 県立秦野ビジターセンター | 平成 9 年 7 月～ | 秦野市 | 〃 |
| 県立ユーシンロッジ | 平成 19 年 4 月～ 平成 24 年 3 月 | 山北町 | 〃 |
| 大涌谷園地駐車場 | 平成 7 年 4 月～ | 箱根町 | 運営業務受託 |



町立大磯運動公園



県立いせはら塔の山緑地公園



県立西丹沢自然教室